

【2024年12月1日改訂】ポニークリーニング利用規約変更点抜粋

作成日：2024年11月1日 穂高株式会社

項目	2023年8月改定 赤字：変更箇所	2024年12月1日改定 赤字：追加・修正箇所
タイトル	ポニークリーニング利用規約	ポニークリーニング利用規約(2024年12月1日改定)
第2条	利用資格【第2条】当社と取引する上で個人を特定する為、常時何らかの方法（電話・携帯・メール等）で双方向の連絡が取れるかつ利用規約に則ってご利用頂ける方とさせていただきます。	利用資格【第2条】当社の会員に登録されており、当社と取引する上で個人を特定する為、常時何らかの連絡手段（電話・メール・ショートメール等）で双方向の連絡が可能で、かつ、本利用規約を遵守してご利用頂ける方とさせていただきます。なお、ご家族や親族の商品についてのご依頼であっても、会員様と当社との契約が成立するものであり、会員様以外の方からのお問い合わせ、協議申し入れ等には対応することができません。
第3条	(2) ポケットの中を点検のうえ、クリーニングにお出ください。ポケットの残留物、同梱物については賠償対象外となります。	(2)事前にポケットの中を点検のうえクリーニングにお出ください。ポケットの残留物、同梱物については賠償対象外となります。
第3条	(4) 顧客識別の為、品質表示やラベル等にホチキス、安全ピンを使用し番号本タグを取り付ける事がございます。但し、商品にラベル等がない場合は、衣類に直接安全ピン等を使用し取り付ける事がございます。その際に発生するホチキス、安全ピンの通し穴は賠償対象外となります。	(4)衣類やブランドタグに直接安全ピン等を使用し取り付ける場合がございます。その際に発生する安全ピンの通し穴は賠償対象外となります。安全ピンの使用をご了承いただけない場合は受付が出来かねます。
第3条	(7) しみ抜き作業をしても落とせないしみもあります。またクリーニング工程中に浮き出てくるものや変色するものもございますので、あらかじめご了解ください。	(7)しみ抜き作業をしても落とせないしみもあります。またクリーニング工程中に浮き出てくるものや変色するものもございますので、あらかじめご了解ください。しみ抜き作業後の結果につきましては当社基準を設けております。基準は視力1.0の人が照度800LX以上（一般的な蛍光灯の下）の場所で70cm離れて見たときにしみが確認できない場合、しみが落ちたという結果となります。しみ抜きで落ちない場合でも、しみ抜き料金のご返金は出来かねます。
第3条	2024年12月1日追加	(11)素材の特性にあわせて、洗浄、加工においてお品物を傷めないことを前提に相応の処理をさせていただきます場合がございます。
第3条	(11) 商品お引き取り時には、店員との引き取り点数確認を必ず行った上で引き取り確認サインを伝票にお願いします。お渡し後の点数相違のお申し出はお受けすることができません。	(12)商品お引き取り時には、店員との引き取り点数確認を必ず行った上でお引き取りをお願いします。お渡し後の点数相違のお申し出はお受けすることができません。
第3条	(12) 預かり伝票（引換証）は無くさずお持ちください。預かり伝票のない場合は、お返しできない場合がございます。	(13)受取確認書もしくはアプリ預り票（引換券）は無くさずお持ちください。受取確認書のない場合は、お返しできない場合がございます。
第4条	5. 汚物がついたままのもの	5. 吐しゃ物・汚物が付着したもの
第4条	8. 購入価格1点50万円を越す商品又、購入価格が1点100万円を越す皮革、毛皮、和服、ドレス、じゅうたん	第9条gへ移動
第5条	万一当社に過失があった場合、クリーニング業に関する標準営業約款が示すクリーニング事故賠償基準に基づき対応させていただきます。責任者判定を行うために、繊維製品における専門機関の鑑定等を利用した場合、責任の所在が使用者もしくは製造者（メーカー）などと判明した時は、その過失割合に応じた鑑定料を実費ご請求させていただきます。責任所在の断定をすることが難しい場合においては、当社では問題解決を目指す理由から、着用に耐えうる状態での商品の納品を最優先しております。	万一当社に過失があった場合、クリーニング業に関する標準営業約款が示すクリーニング事故賠償基準に基づき対応させていただきます。責任者判定を行うために、繊維製品における専門機関の鑑定等を利用した場合、責任の所在が使用者もしくは製造者（メーカー）などと判明した時は、その過失割合に応じた鑑定料を実費ご請求させていただきます。責任所在の断定をすることが難しい場合においては、当社では問題解決を目指す理由から、着用に耐えうる状態での商品の納品を最優先しております。 なお、クリーニング事故賠償基準は、全国クリーニング生活衛生同業組合連合会のホームページでご確認ください。（ https://www.zenkuren.or.jp/ ）
第9条	賠償条件【第9条】第7条に基づく賠償条件としては以下の通りです。	賠償基準【第9条】第7条に基づく賠償条件としては以下の通りです。補償金のお支払いは原則振込になります。
第9条	a. 当該商品お渡し日より6ヶ月以内に番号本タグ付商品に事故が判明し、お申し出頂いた場合、もしくは当社が事故扱いと認めた場合。	a. 当該商品お渡し日より6ヶ月以内に番号本タグ付商品に事故が判明し番号本タグ付商品をお持ち頂いた上でお申し出頂いた場合、もしくは当社が事故扱いと認めた場合。
第9条	b. 賠償金額算出の基礎となります商品購入価格については、購入時の領収書・レシートを必要とします。それ等が紛失、または手元にない場合につきましては、商品製造年月日を基準としたメーカーまたは販売店調査を行い、当時の参考価格を元に購入価格を決定させていただきます。メーカーと連絡が取れない、又は商品が紛失したなど賠償額の算定方式によることが妥当でないと思われる場合には次の算定方式を使用いたします。	b. 賠償金額算出の基礎となります商品購入価格については、購入時の領収書・レシートを必要とします。それ等が紛失、または手元にない場合につきましては、商品製造年月日を基準としたメーカーまたは販売店調査を行い、当時の参考価格を元に購入価格を決定させていただきます。メーカーと連絡が取れない、又は商品が紛失したなど賠償額の算定方式によるものが妥当でないと思われる場合には次の算定方式を使用いたします。商品の品質等に差異があることから、ネット通販等における市場価格による算定は行いません。
第9条	d. 第5条において全損もしくはみなし全損扱いでの賠償がなされたときは、当該損害賠償品の返却はいたしません。	d. 第5条において全損もしくはみなし全損扱いでの賠償がなされたときは、当該商品については当社に所有権が帰属し、当該損害賠償品の返却はいたしません。
第9条	f. 購入価格1点（スーツ等は1着）が15万円を越す商品のご依頼時、ジャンゼリゼコースのご指定がなかった場合の賠償額は購入金額を15万円として算定するものとします。	f. 購入価格1点（スーツ等は1着）が15万円を越す商品のご依頼時、ジャンゼリゼコースのご指定がなかった場合の賠償額は購入金額を15万円として算定するものとします。ワイシャツについては購入金額が2万円以上のお申し出が無い場合はクリーニング料金の20倍までの補償になります。
第9条	2024年12月1日追加	g. 購入価格1点50万円を越す商品又、購入価格が1点100万円を越す皮革、毛皮、和服、ドレス、じゅうたんはお預かり致しかねます。
第9条	h. お渡し予定の翌々営業日までに用意できなかったことにより生じた財産上の損害をクリーニング料金等の範囲内で賠償いたします。お渡し予定の翌々営業日からお渡し予定の1ヶ月の期間に用意できなかったことにより生じた財産上の損害をクリーニング料金の10倍の範囲内で賠償いたします。	i. 当社に正当な理由がないにもかかわらずお渡し予定の翌々営業日までに用意できなかったことにより生じた財産上の損害を、クリーニング料金等の範囲内で賠償いたします。お渡し予定の翌々営業日からお渡し予定の1ヶ月の期間に用意できなかったことにより生じた財産上の損害を、クリーニング料金の10倍の範囲内で賠償いたします。
第11条	規約内容の変更【第11条】	規約の改定・変更【第11条】
第11条	当規約は会員に事前の通知をすることなく本規約の内容または名称を変更することがございます。この場合の利用条件は、商品お預かり時点の利用規約によります。規約内容変更にあたって、利用者によるその旨を広く周知する努力をしますものとします。	1. 当社は、民法第548条の4の規定により本利用規約の変更をすることができます。
第11条	2024年12月1日追加	2. 当社は、本規約を変更する場合、変更の内容及び効力発生時期を明示し、その効力発生日の相当期間前までに、当社のウェブサイトにて周知するものとします。
第11条	2024年12月1日追加	3. 第1項による規約の変更不同意本サービス利用者は、当社所定の方法に従い、効力発生日までに本契約を解除することができるものとします。
フッター	(Ver.2.1改訂日：2017.12.1)	タイトルへ移動

以上